

I 活用に当たって

1 「実践の基本的な考え方」について

人間尊重の教育

子どもの権利に関する教育については、これまでも、札幌市学校教育の重点における「人間尊重の教育」の一つに位置付け、各学校（園）において取組を進めてきています。条例の施行後には、条例の趣旨を踏まえ、より一層、教育活動の充実を図っていくことが大切です。

その際、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重するなど、互いの権利を尊重し合うことや、自分にかかわる問題を自らの手で解決するなどの経験を通し、自ら考え、責任をもって行動することができるような実践的態度を育成することが重要です。

こうした実践的態度を育成するためには、子どもが子どもの権利の理念を正しく理解し、自らの行動に生かすことができるようにすることが大切です。各幼稚園・学校においては、子どもが、その成長や発達段階に応じて、身近な事象などと関連付けるなどしながら、子どもの権利に関する理解を深められるようにすることが求められます。第2章には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校ごと、発達の段階に応じた実践展開例等を例示していますので、各幼稚園・学校においては、これらを参考にしながら、教育課程上の位置付けを明確にすることが大切です。

指導方法等の工夫改善・学習機会の拡充

各幼稚園・学校における取組としては、まず、日常の教育活動について、子どもの権利の観点から、指導方法等の見直しや工夫改善を図るとともに、学習機会の拡充を図ることが考えられます。その上で、より一層、子どもの自主性・自律性を高める取組などを模索していくことも大切なことです。

子どもの権利に関連する内容例

※現在の取組から

- ・学級活動（小中学校）で、自分たちの意見を表明しながら、集会活動や文化祭などを作り上げることは、意見表明権に該当する。
- ・友達と意見調整を図りながらトラブル等を解決することは、条例の趣旨に合致する。

※条例前文：自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学びます。そして、お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくみます。

発達段階に応じて学ぶこと

「自分らしく生きる権利」や「意見を表明する権利」などの権利について、子どもがその意味を理解し、適切に自らの行動に生せるようになるためには、

具体的な場面等と関連付けて、その意味を正しく理解すること

が重要です。発達段階に応じて、具体的な場面を題材としながら、子どもが子どもの権利の理念について正しく理解することができるよう、教育活動全体を通じて、適切な学習場面を構成していくことが大切です。

また、子どもが自立した社会性ある大人へと成長・発達するためには、子どもが、子どもの権利の理念を

日常生活の中で、自ら実行する経験を積むこと

などが重要です。

各幼稚園・学校においては、本手引の発達段階ごとにはぐくむ観点例及び取組例や実践展開例を参考にして、子どもの権利の理念を生かした取組を積極的に進めることが大切です。

互いの違いを認め尊重すること

子どもが、自分が尊重されるのと同じように他者を尊重するなど、互いの権利を尊重し合うことができるようになるためには、互いの違いを認め、尊重することの大切さや意義について、具体的に学んでいくことが大切です。

子どもが、人には、障がいの有無、民族、国籍、性別、文化や宗教など、様々な違いがあることを理解するとともに、こうした違いを理由に差別をしたり、されたりすることのない人間関係を築いていくことの大切さに気付くことができるよう、様々な機会をとらえて指導することが求められます。

実践展開例には、子ども自身が意見の調整を図りながら、問題解決する力をはぐくむことをねらいとした展開例を掲載していますが、障がいの有無や民族、国籍などに関することなどを含め、子ども自身で解決することが難しい場合もあります。そのような場合には、教師が必要な情報を伝えたり、解決の方策を助言するなど、適切にはたらきかけることが大切です。

また、日常の各教科等の指導における教師の態度や行動は、子どもに大きな影響を与えることから、教師自身が、様々な違いに配慮した指導を積極的に進めることが大切です。

2 「実践展開例」について

- ◇校種ごとに、「想定される学習活動例」を例示しました。特に子どもの権利との関連が分かりやすいと考えられる実践を、全教育活動から選んで示すようにしました。
- ◇実践展開例については、教科や特別活動等のねらい、条例との関連、実践の概要などを示しています。
- ◇特別支援学級・特別支援学校においても、各校種の実践展開例を参考にすることで、発達段階に応じた指導を行うことが大切です。
- ◇小中学校の実践展開例では、条例啓発パンフレットを活用する場合、そのタイミングやポイントが分かるように示しています。
- ◇また、子どもの権利に関する指導は、日常の教育活動全体を通じて、子どもが自ら問題を解決する経験を積み重ねながら、実践的態度を高めていくこと大切であることから、実践展開例ごとに、日常の取組に生かしていくためのポイントを示しています。

想定される生活や遊びの例

- 幼児は発達の特長上、遊びながら発達に必要な経験を重ね、具体的な経験を通して、いろいろなことを学んでいる。幼稚園教育の目標は、幼児期にふさわしい生活の様々な体験の中で総合的に達成されるものとされている。教師との信頼関係を基盤に、興味関心に基づいた直接体験が得られ、友達と十分かわかって展開する生活が必要である。発達の段階から、幼児に対して、条例の条文等を理解させることは難しいが、あらゆる日常の生活や遊びの場面で、本条例の理念を生かすことは幼稚園教育においても可能であり、本手引では、その具体的な実践展開例を示している。

安心感の中で
【安心して生きる権利】

- 家庭で愛情をもってはぐくまれ、安心感を得て生活することが大切な基盤となる。安心して過ごすことが、子どもにとって大切なことだということを、保護者にも理解啓発することが大切である。
- 一方、教師は、幼児が基本的な生活習慣を身に付けられるよう、一人一人の実態に応じて、繰り返し丁寧に指導することが大切である。走りながら元気に登園してくる幼児が、挨拶を交わし、自分の持ち物を整理し、遊びへと向かうなど、自分のことを自分で行うことができるよう、教師は手を差し伸べていく。家庭から離れ、集団生活を送る幼児が、基本的な生活習慣を身に付けながら、自立の基盤を培うことができるよう、安心感を大切にした指導を行うことが求められる。

一人一人のよさを大切に
【自分らしく生きる権利】

- 自分の思いをなかなか出せない子であっても、体を動かすことが得意だったり、絵をかくのが得意だったり、その子らしいよさがたくさんある。
- それを「〇〇名人」「〇〇博士」などと、他の子どもに紹介することで、認められ、自己肯定感を高めていく。
- また、なかなか保育室に入れない子に対して、得意な絵を描くコーナーを保育室に設けると、抵抗感が消え、保育室に入れることもある。
- 一人一人のよさを大切に、その子のありのままを温かく受け止めながら、その子がよさを発揮できるように、支えていくことが大切である。

思い切り遊ぶこと 【豊かに育つ権利】

- 「先生、外に行ってくる！」と元気に飛び出していく幼児。砂遊び、水遊び、泥遊びに夢中になる子。草花をご馳走に見立てて遊びを工夫する子。砂に水を混ぜてその固まり具合を確かめながら何度も繰り返す子。戸外で体を思い切り動かし、汚れを気にせずに遊び、自然と触れ合うことは、今しかできない経験であり、直接触れて感じて考えていくことは、この時期に大切な遊びである。遊びを通して、いろいろな学びがそこにある。直接体験を大切に、試行錯誤しながら、遊ぶ時間や場所を十分に保障していくことが大切である。

自分たちで決めること
【参加する権利】

- 子どもたちにとって具体的な問題を、子どもたち自身に解決させることが大切である。
- 発表会で、踊りの立ち位置をどうするか話し合う。背の順に並んで、顔がよく見えるように「大きい人がステージ下、小さい人がステージで踊ればいい」などと、解決につながる考えが、子どもたちから出される。それを実際に試してみることで、子どもが、自分たちで考えたり、決めたりすることに自信と満足感を高めていく。
- 動物園遠足で、園内を回る計画を子どもに任せてみる。見たい動物や、誰と回るか、グループになるのか、順番はどうするかなど、様々な問題を子どもが自分の力を存分に発揮しながら、解決していく。そこには、やり遂げた達成感、満足感があり、次への意欲が生まれる。

- 坂を作って玉を遠くまで転がす競争したり、海賊船ごっこをしたりすると、高さや物を変えてみるなどの試行錯誤が始まったり、望遠鏡や頭巾などの遊び道具の準備や、仲間が必要なことなどに気付いていく。もちろん、順番や方法、手伝いなどを決める際に、不満をぶつけ合うこともある。
- 友達と思いや考えを出し合い、ときには、衝突しながらも、共通の目的に向かって互いの思いを調整したり、自分たちで一定のきまりを作ったりしていく。
- 教師は、そうした子どもたちの思いに寄り添い、一緒に楽しんだり、悔しがったりしつつ、自分たちで決めることができるよう支えていくことが大切である。

実践展開例 【幼稚園①】

◆見守られながら、安心して思い切り遊ぶために

○2年保育 4歳児

●4～6月

実践のねらい

本実践は、幼児が将来、自分らしさを大切にしながら生きていくために、初めての集団生活となる幼稚園で、一人一人の幼児が教師に温かく支えられながら、のびのびと心ゆくまで遊ぶことを通して、自己を発揮していくことをねらいとしている。入園間もない幼児が、遊びを通して自分で生活する充実感を味わい、友達にも目を向けていく様子を紹介する。

好きな遊びを十分楽しむ中で

多くの幼児にとって幼稚園は、家庭から離れて初めての集団生活だろう。生活の広がりに対して、期待と同時に不安も抱いている。困ったとき助けてくれる大人の存在は欠かせない。幼児は、教師に見守られ受け止められているという安心感を得ると、自ら環境に働きかけ始め、自分の思いを表出しながら遊ぶようになる。

今回の実践では、条例の第1条にもあるように、子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく豊かに成長・発達していくために、一人一人の幼児が幼稚園で好きな遊びを十分楽しむことを通して、満足感を味わい、のびのびと生活できるようになることを目指している。教師に見守られながら安心して、その幼児なりに自分のやりたいことに向かって取り組むようにすることは、幼児が自分らしく自分の力を使いながら生活し、自分で生きる喜びを味わうことにつながる。

また、様々な家庭環境の中で育ってきた幼児を理解していく上で、家庭との連携は欠かせない。その子らしさを十分認めながら、愛情をもって共に育てていくことが大切であり、本実践には、そのことについても、一部触れている。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・前文
- ・第8条「安心して生きる権利」 (2)「愛情を持ってはぐくまれること」
- ・第9条「自分らしく生きる権利」 (1)「かけがえのない自分を大切にすること」
- ・第10条「豊かに育つ権利」 (1)「学び、遊び、休息すること」
(2)「健康的な生活を送ること」

本実践は、多くの条文と関連がある。これは、この実践が子どもが初めて子ども同士の間関係構築することになるであろう、4月から6月にかけての幼稚園生活を対象としており、子ども同士の関係において多くの権利がかかわることになるからである。また、幼稚園教育では、生活全体を通して幼児を育てており、様々な生活場面が展開されることから、多くの権利が関係することにつながっている。

前文に掲げられている権利条例の理念も含めて考えると、幼児が教師に受け止められている安心感を得て、ありのままの自分を出しながら生活し、生き生きと心ゆくまで遊び、友達と一緒にいろいろな経験を積んでいくことが幼稚園の生活において大切である。また共に愛情をもって幼児を育てていくために、保護者との連携も大変重要である。教師自身がこの条例を意識し、幼児一人一人をかけがえのない存在として大切に保育していくことが基本であり、一人一人を尊重することにつながる。

実践事例の概要 A君の成長を支える ※一人の子どもの成長に焦点化して記述しています。

【A君は…】

- ・同年齢の友達とのかかわりの経験がなく入園。
- ・身の回りのことを自分で行うことも初めて。
- ・幼稚園で遊ぶことを楽しみにしている。
- ・母は集団生活に馴染めるのか心配。

【教師の願い…】

- 遊びへの意欲をベースに園生活に慣れていってほしい。
⇒やりたい遊びを十分に
- いろいろな友達と出会ってほしい。
⇒かかわりの始まり
- 保護者と連携しながらゆっくりすすめていこう。
⇒温かく見守られながら

好きな遊びを十分楽しむ中で

【環境の構成・教師の援助の工夫】

・やりたい遊びに取り組みやすいように遊具の場所や数を整える。

・どんな遊びをするのか、様子を見ながら、A君のやりたい遊びを支え、楽しさを一緒に分かち合っていくようにする。

・A君に、友達の遊びを知らせながら友達の存在にも気付かせていくようにする。

・日々の生活に見通しがもてるように生活のリズムを考え、保育の計画を立てる。

・一人一人の遊びを大切にしながら、幼児の興味関心に合わせみんなで一緒に遊ぶ楽しさも知らせていく。

・水遊びを通して体も心も開放感を味わってほしい。思い切り遊ぶ中で友達と一緒に楽しいと感じていけるようにする。

戸外遊びをとおして

…戸外遊び大好き…

入園当初から毎日のように戸外へ出て行き、お気に入りの手押し車に3～4個の汽車の遊具を入れて走ったり、年長児が楽しそうに遊ぶ姿を見たりしながら戸外で心地よく過ごすA君。

様々な経験を積む中で

…こんなこと初めて…

A君は、元気のいい子の動きに圧倒されたり、お化けシリーズの絵本の読み聞かせに聞き入ったり、みんなと一緒に集団遊びを楽しんだりするのも初めての経験。散歩では、いろいろなものを拾い集め、それがA君にとっての宝物となっていく。

友達とのかかわりをとおして

…楽しい！一緒にやろうよ！…

気温が高くなる6月。戸外遊びに変化が出て来る。裸足になって遊ぶB君の「パンツになって遊んでいい？」という積極的な姿に刺激され、A君もチャレンジ。教師との水の掛け合いも楽しみの一つになる。

こうした経験の積み重ねを通じて、人とかかわりが広がり、やがて、他学級のボディペインティングにも喜んで参加し、片付けにも頑張ることができるようになっていく。

翌日「またやりたい！」と登園してすぐにパンツになる。通りがかったC君にも「一緒にやろうよ。恥ずかしくないよ。」と誘う。そのまま園庭を走り回ったり水を掛け合ったりして大いに楽しむ。

友達とかかわりを通じて、子どもは、自分らしさを発揮し、生き生きと豊かに過ごせるようになっていく。

【全体を通して】

●楽しかった思いは次への活力に

初めての園生活で緊張していたA君も、教師との信頼関係を基盤に、好きな遊びを大いに楽しむことができた。繰り返し遊べる環境は安心して自分を出して生活することにつながった。

●降園時、お母さんには…

楽しんでいる様子や戸惑っている様子もありのままに知らせ、A君らしさを大切にしながら温かな気持ちで互いに支えていけるようになってきた。

●その後…

「順番に使えばいい」「ここを落としかにしよう」などと、いろいろな気持ちを味わって友達とかかわりながら生活を営んでいる。

日常の取組への生かし方

一人一人の幼児が安心して自分らしく豊かに生きていくためにも、教師は、幼児一人一人の思いや行動をありのまま認め、期待をもって見守りながら援助していくことが大切である。幼児が自分の思いを受け止められた喜びを味わいながら、思いを巡らせながら心ゆくまで遊べるよう興味にあった環境を準備していく必要がある。

実践展開例 【幼稚園②】

◆自分の考えを出しながら友達と一緒に考えたり、力を合わせたりする気持ちを育てるために

5歳児 年長組 遊びの中で

実践のねらい

子どもが様々な経験を通して豊かに育つために、一人一人が安心して生活し、友達と一緒に遊ぶ中で自分の考えを主張するとともに、自分とは違う友達の考えに触れたりしながら、友達と向き合い、一緒に考えたり、力を合わせて取り組んだりしようとする気持ちを育てたい。

缶けりの遊びを通して

年長児のこの時期は、友達と考えを出し合いながら遊ぶ時期ととらえ、以下の3つのねらいをもって総合的に育てていきたいと考えている。

- ・自分なりの目的をもち、最後まであきらめずに取り組む。
- ・同じ目的の友達と考えを出し合って遊びを進める。
- ・秋から冬への自然の変化に気づき、自然現象に関心をもつ。

遊びの一つとして知らせた缶けりの遊びの中で、これまで経験してきたかくれんぼや氷鬼、役割をもってチームで行う鬼ごっこなどで学んできたことを生かして遊んでほしいと考える。

遊びの中で、自分の思いや考えを言葉で表すことや、友達の言葉を受け止めることの必要性和大切さに気付けるようにする。そこから、皆が心地よく遊ぶためにどうしたらよいか考え、互いを尊重し合う心の芽生えをはぐくむ。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第7条「子どもにとって大切な権利」 2 子どもは、自分の権利が保障されるのと同じように、他人の権利を尊重しなければなりません。
- ・第8条「安心して生きる権利」 (6)「気軽に相談し、適切な支援を受けること」
- ・第9条「自分らしく生きる権利」 (1)「かけがえのない自分を大切にすること」
(3)「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」
- ・第10条「豊かに育つ権利」 (1)「学び、遊び、休息すること」
- ・第11条「参加する権利」 (1)「自分の意見を表明すること」

このように、様々な条項が関連しており、幼児の遊びが心身の調和の取れた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮し、遊びを通じた指導を中心に総合的にねらいを達成するようにしているためと考えられる。幼稚園の理念は、前文や条文の中に多く表されている。

友達と一緒に遊ぶ中で、自己を発揮し、自分の思いや考えを表し、葛藤やつまずきを体験し、安心感や教師との信頼感の上に、自分が受け入れられることで、多少の困難を乗り越え、人への思いやりの気持ちが芽生えてくるものとする。他の友達の考えに触れ、新たな考えを生む喜びや楽しさを味わい、自分なりに考えようとする気持ちや友達と存分に遊ぶ楽しさから伝える気持ち、受け入れ合える気持ちを育てたいと考える。

実践事例の概要

遊びの提示

鬼ごっこの大好きな子どもたち。友達と思いを出し合い、楽しさを共感しながら遊べるよう新たに提示した。

ルールを確認し、特に鬼の幼児をサポートしながら教師も一員となり、遊びのモデルとなる。

鬼の幼児の思いを引き出し、自分で言葉にしてよいことを伝える。第9条「自分らしく生きる権利」(3)『思ったこと、感じたことを自由に表現すること』の大切さを知らせる。

友達の思いを受け止められるよう、問題点を「こういうことが嫌だったんだね。」「これが困るんだね。」などと整理する。
話し、受け止め合うことで互いが尊重されるようにする。

ルールとして必要なことがあることも意識させ、互いに言い合えるようにする。第11条『参加する権利』

楽しく遊ぶために互いに思いを出し合い「どうしよう」と皆で考え、解決する援助をすることで、個々の幼児が自己肯定感をもち、安心してのびのびと遊び、成長する基盤をつくる。

缶蹴りの遊びを通して

■ねらい

友達とルールのある遊びをする中で、気付いたことや困ったことなどを出し合い、楽しく遊ぶためにどうしたらよいか考える。

■実践 12月

『少し難しいかくれんぼ』として遊び方を説明し、教師が鬼となり、始める。

鬼

自信がない。

何度も鬼になり、表情が曇る。

鬼以外の子

しっかり隠れると、奥からでは鬼に追いつけないことが分かってくる。

鬼の様子をうかがえる場に隠れ、缶を蹴ることに成功！友達に刺激を受けて挑戦し、成功する子が増える。

「話があるんだって、聞いてみよう。」

- ・何度も鬼になると悲しくて嫌なんだ。
- ・鬼がいないのは困る。

どうしよう

交代しよう。僕がやるよ。やりたい人で鬼決めしよう！

◎再び全員笑顔で遊び始める。

鬼は立ち位置や行動範囲に気付いてくる。

簡単には蹴れないが、面白みが増す。

- ◎時々交渉により、鬼交代をする。
- ◎鬼が数えている最中に缶を蹴った子がいて、ダメだ、いいんだと言い合う。

「どうしてそうなっちゃったのかな。」

- ・「もういいよ」がよく聞こえない。
- ・「いいよ」って言ったのに数えていた。

どうしよう

大きい声を出そう。鬼が数える間は蹴らないことにしよう！

◎新しいルールを加え、再び遊ぶ。

◎鬼の真後ろに隠れ、数え終わると同時に缶を蹴る。

「誰かが楽しくないのは嫌だね。」

- ・すぐに蹴られるのは嫌だ。つまらない。
- ・数え終わってから蹴ったよ。

どうしよう

鬼の真後ろには隠れないことにしよう！

「場面を通して、考え、気付けるようにすることが大切です。」

日常の取組への生かし方

日常から教師が一人一人を大切にする思いをもって子どもと接し、子どもが思ったこと、感じたことを自分なりに表すことを支える。また、自分と同様に友達のことも考え、大切にする気持ちを育てることが、他人の生活を尊重し、豊かな生活を送るこれからの子どもの生活の基盤となると考える。

想定される学習活動例

学級活動

●学級活動の目標は、「学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。」とされている。この目標の下、子どもの権利の理念を生かした学習活動を行なうことが考えられる。

【活動例】

- ・「学校のきまりを知ろう」⇒元気のよい挨拶や正しい廊下歩行、持ち物の記名の大切さなど、学校生活における基本的なきまりを学ぶ。なぜこのきまりがあるのか、どうして守らなくてはならないのかを考えることで、みんなが安心して過ごすことのできる学校を目指そうとする態度を育てる。第8条「安心して生きる権利」の(1)「命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと」、(5)「自分を守るために必要な情報や知識を得ること」が関連する。
- ・「友達を大事にするってどんなことだろう」⇒からかいをテーマに、絶対にしてはいけないことを明らかにし、解決策を考える1時間である。第8条「安心して生きる権利」の(3)「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」などが関連する。

児童会活動

●児童会活動は、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとしている。これを踏まえ、子どもの権利の観点から、児童会活動の一層の充実を図ることが考えられる。

【活動例】

- ・児童会を中心に、子どもの発想をもとにしながら、地域の清掃や、除雪、環境に関する活動に取り組み、自主的、実践的な態度を一層高める。
- ・近隣の学校の児童会代表が集まり、地域の安全や環境、福祉など、地域にかかわることをテーマとして意見交換し、地域に情報発信や意見提案したり、自分たちで連携した取組を行うなどする。

各教科等

●各教科、総合的な学習の時間等の様々な学習活動の中には、国語における話合いの進め方の学習や生活科や総合的な学習の時間における高齢者との交流など相手を尊重し合いながら学ぶ学習活動など、互いを尊重し合うことや、自分の考えを表現し、実現していく資質や態度をはぐくむ場がたくさんある。子どもの権利の理念を、各教科等の目標・内容と関連付けて、適切に位置付けることで、教育効果を高めることが期待できる。

【活動例】 ※ここでは、社会科を例として挙げています。

- ・5年生「住みよいくらしと環境」⇒沖縄と北海道の暮らしを比較しながら、雪国で暮らすための知恵を学ぶ。こうした知恵を学ぶことは、子どもが「豊かに育つ」とことにつながるという意味から、条例においても、大切な子どもの権利として規定されている。
- ・6年生「暮らしと政治を調べてみよう」⇒基本的人権の意味や、子どもの権利条約、それを保障する条例がどうしてできたのかを学ぶ。また、自分たちの社会参加についても考えていく。

道徳の時間

●子どもの権利条例の前文に「自分と同じように、他の人も大切にしなければならないことを学ぶ。」とある。このことから道徳の時間を要とする道徳教育の内容【思いやり・親切】【信頼・友情】【生命尊重】【国際理解・親善】等について考えることが、お互いの権利を尊重し合う意識を身に付けていくと考えられる。

【活動例】

- ・「お母さんのお見舞いに花を摘んだ。まだ咲き少ない花を苦労して集めたのだが、友達にお花を分けて欲しいと頼まれた…」という場面で、自分だったらどうするか考える活動。【内容2-(2)思いやり親切】
- ・「自分ととても仲の良い友達に対して、良くないうわさが広がって来た。友達はまだ知らない…」という場面で、自分はどのように行動したらよいのか考える活動。【内容2-(3)信頼友情】
- ・日本以外の貧しい国では、食べ物も少なく餓死してしまう子ども達がたくさんいる。洋服やお金をあげようとする児童が多い中、「自分たちがいらなくなった物を送るのが、本当に喜ばれることなのか。」と問いかける場面で、人として平等について考える活動。【内容4-(8)国際理解と親善】

実践展開例 【小学校①】

◆みんなが自分らしさを発揮するために

○低学年・道徳

●1時間目(4時間扱い)

実践のねらい

自分の思いや考えを表現する経験を積み重ね、自分らしさを発揮できるようになることは、自己肯定感を高め、子どもの意欲を引き出すものとして重要である。本実践では、子どもが、自分の思いや考えを素直に表現することのよさを実感するとともに、自分と同じように、他者の思いや考えを大切にしようとする心をはぐくむことをねらいとしている。

相手を大切に する心を育てる

低学年は、自分の伝えたいことを一生懸命話そうとする子が多い。しかし、なかなか思いを上手に伝えることができなったり、相手の気持ちを考えずに受け応えをしたりしてしまうため、けんかにつながることも多い時期でもある。また、その一方で、なかなか思いや考えを表現できずに困ってしまう子どもも見られる。

このような子どもたちに、自分の思いや考えを表現することの楽しさやよさを感じとり、自ら表現する意欲や態度を身に付けてほしいと考える。また、子どもが思いや考えを表現し合う中で、互いの意見を調整するなど、他者を尊重する態度も育成したい。

そこで、本実践では、子どもの身近な場面から、「掃除の時間に起きた問題」を取り上げ、その解決策を子どもが考える中で、自分の思いや考えを単に押し込んでしまったり、逆に、一方的に主張したりするのではなく、友達の気持ちにも目を向けながら、調整していくことが大切であることに気づかせたい。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

・第9条「自分らしく生きる権利」

・第11条「参加する権利」

本実践では、第9条「自分らしく生きる権利」のうち、(2)「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」、(3)「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」が関連する。個性や他人との違いを自分らしさにとらえ、素直に表現することは素晴らしいというのが、これらの条項の趣旨である。

自分らしさを伝える方法は、言葉に限らず、音楽や絵など、様々な表現方法が考えられる。いずれの表現も、素直に自分らしく表現することによって、生き生きと生活できることを感じ取らせたい。併せて、自分の言葉や行動により相手を傷つけてしまてはいけないということは、しっかりとおさえておきたい。

また、第11条「参加する権利」のうち、(1)「家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること」が関連する。本実践では、解決方法をみんなで考える場を設けている。一人一人が自分の考えをもち、それを表現することが、みんなのためになると感じてほしい。また、意見を出し合いながら解決策を見出すことで友達を信頼し、協力する態度をはぐくみたい。

一人一人の考えが生きる取組例

◆こんなときどうする？

あれれ。掃除の時間に、困ったことがおきたみたい。何があったのかな？

導入では、困っている場面を理解できるように、最初に誰が何をしたか、次に誰が何と言ったかなどと、時間を追って出来事を板書に位置付けていく。

同時に、二人や周りにいる友達がどんな気持ちでいるのかということにも触れ、話し合う。

低学年には、Aくんと似たようなことを言う子どもも多い。Aくんの思いを否定するのではなく、やる気や自信が背景にあることをおさえたい。

みんなで、二人が納得して解決に向かっていく方法を話し合う。

互いに意見を聞き合い、認め合うことで、一人一人が考えをもち、それを表現する大切さを感じさせたい。

また「これをした後この方法をやってみる」「こっちの方法とこれを合わせてみる」など、意見調整の仕方を学ぶ場にもなると考える。

◆「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現する」姿勢を育てるために、条例啓発パンフレットp. 5、7を読み、第9条(2)、(3)、第11条(2)を伝えることも一つの手だてである。

※条例啓発パンフレットは、4年生以上に配付される。低学年で使用する場合は、必要部分を拡大コピーするなど、場合に応じ、十分配慮した上で活用する。

説話を通して、身近なところで同じことが起きていることを知らせたい。学んだことを生活に生かすよう、働きかけていく。

最後に今日の学習を通して、教師が見取った「思ったことや感じたことを表現」していた子を紹介するのもよい。

一本のほうきをめぐって…



◆こんなときみんなたったらどうする？

ぼくだったら、ゆずるよ。そして、「次のとき貸してね」と言うよ。

あのね、話し合っただけで決めたらいいと思う。「〇分まで使ったら、その後貸してね」って。

【参考】

私はね、順番を決めたらいいと思うよ。そうしたら、次もけんかしないか

こういうこともできるよ。下げていた机を並べ始めたら、ほうきを交代するの。

こうやって話し合うと、どちらかがあきらめてしまったり、けんかをたりにしないで、解決する方法が、いっぱいあるんだね。どうしたら、どちらも喜ぶかを考えて、思いや考えを言い合うことはとてもよいことだよ。それが、友達を大切にすることにもなるんだね。

実は、先生たちも、考え方が違って、ちゃんと、自分の思っていることを言い合ったり、相手の思いを聞かずに、自分の思いだけ言ったりしないようにしているんですよ。例えば、この前は、こんなことが…。

相手の気持ちを考えることが大事なんだ！

日常の取組への生かし方

本時で学習した「素直に自分を表現する」「相手の気持ちを考える」ことは、掃除、給食などの活動だけではなく、日々の授業や行事等、学校教育のあらゆる場面で活用できる。自分の意見を話したいという思いをもっている低学年だからこそ、今ぜひ身に付けさせたい。

実践展開例 【小学校②】

◆自ら問題を解決する実践力をはぐくむために

○高学年・学級活動

●1時間

実践のねらい

本実践は、子どもが将来、互いに尊重し合い、支え合いながら社会を築いていく上で必要な資質や能力を身に付けさせるという観点から、日常の学校生活で子どもが出会う問題について、子ども自らの手で解決する力や、他者を尊重しながら問題解決を図っていく力を身に付けることをねらいとしている。

人間関係を形成する力を高める

高学年は、友人関係が広がりや深まりを見せる時期であるが、一方で、自分の思いを表現することに対して不安を抱いたり、困りや悩みを人に相談できず抱え込んだりするような、精神的に不安定な時期でもある。また、発達に伴って、悩みの内容も複雑化してくるため、友人関係で一度トラブルがあると、なかなか解決への道筋を付けられないようなことも起こってくる。

このような時期にある子どもたちに、人間関係などの複雑な問題に対しても、自ら主体的に問題を解決しようと臨むことのできるような実践力を身に付けてほしい。

そこで、本実践では、実際に子どもたちの日常で起こり得る友人とのトラブルを題材として取り上げ、ロールプレイの手法を用いながら、問題解決の方法を子どもたち自身が考えていくようにする。「自分の思いを相手に伝える勇気」や「人にアドバイスをもらう大切さ」、「問題点を明らかにして、よく話し合うこと」など、問題解決のポイントを、子どもの意見を引き出しながら具体化していくようにする。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第8条「安心して生きる権利」 ・第9条「自分らしく生きる権利」

本実践では、第8条「安心して生きる権利」のうち、(3)「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」及び、(6)「気軽に相談でき、適切な支援を受けること」が関連する。

本実践では、「からかう・からかわれる」という場面について、ロールプレイを通じて考えさせるようにする。からかいやいじめについては、「これくらいならいいのでは。」「本当のことなんだから、言ってもいいのでは。」ととらえるのではなく、「こうした言葉が、とても嫌な気持ちにさせるんだ。」「軽い気持ちでしていたことも、相手にとっては傷つくことなんだ。」などと、相手の立場に立って考えられるようにすることが大切である。

また、第9条「自分らしく生きる権利」のうち、(3)「自分が思ったこと、感じられたことを自由に表現すること」が関連する。意見を表明することが、その内容や方法によっては、他人の権利を侵害してしまうことがあるということを確認していく。その上で、他者の権利を侵害しない範囲で自由に表現することの大切さに気付くことができるようにしていく。

実践展開例の概要

導入では、ロールプレイのシナリオを提示し、代表の子どもに演じてもらう。演じた子どもに感想を聞きながら、学習活動の方向性を確認する。その上で、全員がペアになって、ロールプレイを行う場を設ける。

「からかうことやいじめは良くない」という認識に加え、こうした行為によって、人にとって大事な「安心して過ごすこと」などが損なわれてしまうことを押さえる。また、条例啓発パンフレット p.4 を読み、大切な権利が損なわれていることを知る。さらに、第8条の各条項を参考にしながら、解決策について考えてみるよう促す。

からかう側、からかわれた側のそれぞれに、様々な解決の方向性が考えられる。いじめやからかいという行為を絶対にしてはいけないことを確認するとともに、「自分の思いを相手に伝える勇気」や「人にアドバイスをもらう大切さ」、「問題点を明らかにして、よく話し合うこと」など、問題解決のポイントを具体化していくようにする。

◆実際に学級で起きたことを、ロールプレイの素材として取り上げるのではなく、学習課題として一般的な内容を取り上げる。

ロールプレイを取り入れた活動例

◆友達を大事にするって、どんなことだろう

【ロールプレイする場面の設定】

・日常起こり得る場面を演じる中で、テーマについての考えをもつ。

◆2つの立場に意図的に分かれて演じる。

- からかう子どもの役
- からかわれる子どもの役

からかう側

- 相手をからかう台詞を言う。
- 数名で噂話のようにして言う。
※発達段階に応じて設定

●気に入らないところがあるから、からかってみよう。

からかわれる側

○一人きりで、噂話やからかいの言葉を耳にしてしまう。
※子どもと話し合って場面設定してもよい。

○なぜ、私にいやなことを言うのかな。嫌な気持ちだ。不安だ。

み
後
る
劇
役
を
動
演
じ
て

- ◆こんなときは、どんなことが大事にされていないと言えるかな。(権利との関連)
- ◆解決するためには、どうすればよいかな。

○自分なら、解決に向けて何もできないかもしれない。

建設的な話し合いと合意形成

○相手に自分の気持ちを率直に伝えてみたらどうだろう。

○友達や大人に相談して、解決策を探ってみたらどうだろう。

- ◆自分が嫌なことは、率直に、相手に伝えてみる、人に相談するなどの解決策を共通理解する。
- ◆実際に解決策についても役割演技を行ってみる。

▽学級活動や道徳の時間の一部にこうした活動を取り入れることが考えられる。ロールプレイだけで終わらせず、どのような言葉やかかわり方が解決のきっかけとなるのかなどについて話し合うことが大切である。

日常の取組への生かし方

本実践を踏まえて、「自分の思いを人に伝える勇気」「困りや悩みを抱えこまない」「話し合って乗り越えていくこと」などを、「5年1組 私たちが大事にしたい3つのこと」などと銘打って、掲示しておくなどし、日常から意識しあえるようにしていく。

実践展開例 【小学校③】

◆子どもが互いに支え合う経験を積むために（ピア・サポート等の活用）

○高学年・児童会活動等

実践のねらい

本実践は、子どもが将来、互いに尊重し合い、支え合いながら社会を築いていく上で必要な資質や能力を身に付けさせるという観点から、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとしている。

トラブルの解決に向けて支援する経験を積む

小学生の子どもは、人間関係を形成する能力を身に付けながら成長する時期にあり、学校では、そうした発達段階を考慮し、意図的・計画的に、子どもが望ましい人間関係を形成するための力を育成していく必要がある。

望ましい人間関係を形成する中で社会を築いていくために重要なこととしては、「自分の力で問題を解決すること」はもちろんのこと、「他者の抱えている問題について、解決に必要な支援を行うこと」も重要である。例えば、いじめ等の問題では、周りの子どもがいじめ等を傍観せず、勇気をもって、解決への手助けを行うことの重要性が指摘されている。

そこで、本実践では、子どもが他者の抱える問題に対して、相談に乗ったり、適切にアドバイスしたりする経験を積むことができるよう、児童会活動等の場を活用して、子ども同士が人間関係上のトラブルについての相談や調整を行う活動を構成した。

なお、このような活動の先進的な取組として、「ピア・サポート」「ピア・メデュエーション」など複数の手法があり、本実践では、これらの手法も参考にしている。

【参考文献】

「ピア・サポート実践ガイドブック」（ほんの森出版）

「ピア・メデュエーショントレーニング講座」（NPO 法人シヴィル・プロネット関西）

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

・第8条「安心して生きる権利」 ・第11条「参加する権利」

本実践では、第8条「安心して生きる権利」のうち、(6)「気軽に相談でき、適切な支援を受けられること」と、第11条「子どもは、自分にかかわることに参加することができます。」が関連する。

すべての人が安心して過ごすことのできる民主的な社会を、将来、子ども自身の力で築いていけるよう、その必要な資質や態度をはぐくむことは重要なことである。本実践では、他者の抱えている問題に対して、子ども自ら手を差し伸べ、解決に向けて支援する経験を積むことを重視している。

互いに尊重し、支え合うということが具体的にどうすることなのかを、子どもがとらえられるよう、体験的に理解させていくことが大切である。

実践展開例の概要

子どもは、困ったときに友達に相談することが多い。そこで、友達の相談に温かく、適切に応じることのできる力を高めることも重要となる。

ピア・サポートは、子ども同士が、互いに支え合いながら、ともに成長していくことを目指した活動の一つである。

●ピア・サポートトレーニングは、子どもたちが、互いに支え、助け合う関係づくりができるよう、そのために必要な技術や態度を体験的に学ぶものです。

例)
【アサーション・トレーニング】
自分と他者の両方が尊重されるように、自分の気持ちなどを相手との関係を崩さずに伝える方法を身に付けるもの。人から頼まれごとがあったときに、厳しく断ったり、いやいや受け入れたりするのではなく、受け入れられない理由を述べ、妥協案を示すような態度などがあります。

●ピア・サポート活動においては、他者を支えるということ子ども自身に委ねることになる。活動後は、子どもが感じたことを聞き、課題があれば、アドバイスをするなど、教師の指導・助言が大切である。(スーパービジョン)

互いに支え合うピア・サポートの活動例

◆困っている人を手助けする温かい「学校(学年、学級)」にしよう
・友達とのトラブルで困っている人にアドバイスをしたり、解決への手助けをしたりする活動に取り組む。

- ◆学級・学年で取り組む場合⇒学級代表や係活動の中に位置付ける。
- ◆学校全体で取り組む場合⇒児童会や委員会の活動に位置付ける。
⇒異学年交流などで取り入れる。

※ここでは、異学年交流において、高学年児童が取り組む場合を例示する。

困っている人の手助けをする方法

- ピア・サポートを学ぼう
 - ・傾聴の仕方
 - ・問題解決の方法

※高学年の児童を中心に、低学年児童に対して、「支えようとする気持ち」でかかわる手法を学習する。

実際に困っている人の手助けをしてみよう

- 異学年交流のとき
 - ⇒なかなか話せない子に声をかけてみよう。
 - ⇒活動中にトラブルがあったら解決の手助けをしよう。

異学年交流の場で実践

うまく手助けできたかな？

どんなかわり方をするとういのか自分たちで考えてみよう

○うまく声をかけることができなかった…

○ケンカを止めることが難しかった…

教師によるスーパービジョン(指導・助言)

- ◆低学年の子の気持ちを聞いてあげたらいいのでは。
- ◆ケンカの場合は、両方の思いをまず聞いて、代わりに伝えてあげるといいのでは。

- 次の異学年交流のときにも、自分の力で、低学年の子が参加できるようにアドバイスしたり、ケンカが起きて、ちゃんと解決できるように、相談に乗ったり、アドバイスしたりしよう。

▽係活動や委員会活動として行うことも考えられるが、その場合、教師の適切なアドバイスのもとで、困っている子どもに対して支援する活動を行うことが重要である。

- ※問題の難しさや、プライバシーの関係から、子どもに対応させるべきでない場合もあるので、配慮が必要である。
- ※子ども同士で支援する場合、双方の了解を得ておくことも必要。

日常の取組への生かし方

子ども同士のトラブルなどについては、教師が事情などを把握し、解決への手助けをすることが重要であるが、子どもが自ら問題を解決するような力を高めることも、将来を見据えたときに重要となる。状況に応じて、可能なものは、教師の指導の下で、子ども同士で解決を図るようすることが考えられる。

実践展開例 【小学校④】

◆雪国の知恵を学び、豊かに育つために

○5学年・社会科

●2時間目(7時間扱い)

実践のねらい

本実践は、子どもが社会の一員として尊重され、大人とともに札幌のまちづくりを担っていくために、子どもが雪について知り、札幌という雪国で暮らすための知恵を学ぶことや、子どもにとって必要な様々なことを学ぶことも、豊かに育つために必要なことであることに気がつくことをねらいとしている。

雪国の知恵を学び、豊かに育つために

5年生の社会科では、「国土の環境と国民生活との関連について理解できるように」とある。北国に住むわたしたちは、雪と寒さが続く厳しい環境の下に暮らしている。北海道の暮らしを見つめ直し、そこに受け継がれてきた暮らしの知恵を学ぶことは、社会科の内容にある「国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活」を学ぶことにつながる。

札幌市の本条例の中には様々な権利が存在する。本実践では、その中の一つである、「豊かに育つ」ことについて考える授業である。札幌らしさの象徴である雪。その冬の暮らしにおける知恵を学ぶことは、将来の自分が生活するうえでとても重要なことであり、今後必要とされることが多い。同じ札幌市の小学生として主体的に取り組む子どもの姿を紹介しながら、自分達でもできる冬の暮らしの工夫について考える構成にした。

冬の暮らしを住みよくするための工夫について学ぶことと、豊かに育つ権利とを合わせた学習の中で、お互いに力を合わせて暮らしていかなければならないこと、住みよくするためには協力が必要なことなどにも触れて学習したい。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第10条「豊かに育つ権利」

第3章「子どもにとって大切な権利」の中に、第10条「豊かに育つ権利」がある。「豊かに育つ権利」は7つの内容からなっている。本実践はその中の「(6)札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」を中心としている。

条例には、「子どもは、様々な経験を通して豊かに育つことができます。そのためには主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。」として、様々な経験の例があげられている。その中の一つが「(6)札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」である。本実践では、他にも「(2)健康的な生活を送ること」や「(5)様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと」「(7)地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」についても触れている。

子どもたちは、様々な経験を通して自分が豊かに成長すること、そのためにはそこで暮らす知恵を学ぶことが不可欠であること。また、雪国の暮らしの知恵の中には、厳しい寒さが続く冬には必要な人々の協力があって暮らしが成立していることにも気付くことができるようにしていく。

教科による実践を取り入れた例

5年生の社会科、3学期単元「住みよいくらしと環境」では、日本の南と北の地域について学習する。北については札幌以外の地方を扱うこともできるが、ここでは札幌のよさを再確認できるように、札幌に焦点を当てている。

子ども達は、沖縄地方について、暖かい地方への憧れから良いイメージを持ちやすい。北海道の良さを考えさせることで、他の地方にはない素晴らしい特色であることに気がつかせたい。

「さっぽろ雪の絵本」が掲載されている「札幌市の雪対策」ホームページには、「冬のまちづくり活動事例集」が掲載されている。その中に「冬のくらしをたのしむ」や「助け合い活動」の活動が紹介されている。同じ札幌の小学生の活動を紹介することで、自分の学校や地域を見直し、自分たちでもできることはないか考えさせたい。

条例啓発パンフレットの P6 を読み、「雪国で暮らすための知恵を学ぶ」ことが子どもの権利につながることを知る。同時に、「健康的な生活をおくること」「様々な芸術、文化、スポーツに触れ親しむこと」「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」が雪国札幌でもしっかりと実現されていることを感じさせたい。



【前の時間】5年社会科の単元「住みよいくらしと環境」で、土地の様子に関心をもち、各地の様子や人々のくらしにどのような違いがあるか、オリエンテーションを行ってきた。

◆沖縄県と北海道地方の今の様子（2月）を比べよう

沖縄県	二つの地域の比較から見つめ直す	北海道
<ul style="list-style-type: none"> ● 沖縄は2月でも19度くらいだ。 ● 半袖に半ズボンで遊んでいる。 ● 海にでも入れそうな暖かさだ。 ● いつも暖かくていいな。 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 毎日気温はマイナスだ。 ○ 雪がたくさんあるよ。 ○ 寒い、マイナスって聞くと、あまりよい感じがしないな。

◆冬の暮らしを工夫していることは何かな。

○雪まつりって、寒い冬を楽しむために生まれた工夫だって学習したよ。
○雪があるからできる運動も楽しいよ。

○わたしの家はみんなで一緒に除雪作業をしているよ。
○雪国で暮らすには、お互いの協力が必要だ。

同じ小学生が自分たちでも工夫していることがあるよ。

◆同じ小学生なのにすごいなあ。でも、自分たちでもできることがありそうだ。
◆雪国で暮らすための知恵を学ぶのは、子どもの権利なんだね。
・まんが「さっぽろ雪の絵本」も読んでみたいな。



札幌市ではこんなことも大切にしているんだね。

沖縄の暮らしにはどんな工夫があるのだろう？
沖縄の暮らしの知恵も調べてみたいな。

沖縄と北海道をもっと比較してみたいな。

日常の取組への生かし方

「豊かな経験をつむこと」「自然と触れ合うこと」「お互いに協力することが自分にも良いこと」などを高学年なりに、自己実現として意識させていきたい。日常から向上心をもって積極的に取り組む、行動できる子どもを願っている。

実践展開例 【小学校⑤】

◆自分たちの生活をみつめ、よりよく生きるために

○6年生・社会

●2時間目(5時間扱い)

実践のねらい

本実践は、子どもたちに平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎として欠かせない「基本的人権」についての考え方を学び、自分たちを守る「子どもの権利」についても理解を深めさせたい。その学習を経て、自分たちの生活を見つめなおし、よりよく生きていく力を身につけることをねらいとしている。

憲法や、条約、
条例が自分たちの
生活とどうか
かわっているの
か

6年生の社会科では、「日本国憲法」の基本的人権について、具体的な内容を調べ、その意味について知る。そして、すべての人の基本的な人権が守られている社会になっているか見ていくうちに、子どもの「権利」はどうなっているのか、どのように守られているのか知り、考える機会をつくりたい。

そのためには、ユニセフの「子どもの権利条約」、また、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の条文をいくつか具体的な生活の場面とつなげ理解を深めていくようにする。

そして、自分たちの生活は、憲法や条約、条例によってどのように守られているのか知った上で、守られていないときどうするとよいのか、子どもたちの権利は守られているだけでいいのかなど、知っておくべきこと、考えていくべきことを明らかにしながら、権利の主体者としての資質の基礎を育てていくことをねらっている。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第7条「子どもにとって大切な権利」
- ・第8条「安心して生きる権利」
- ・第9条「自分らしく生きる権利」
- ・第10条「豊かに育つ権利」
- ・第11条「参加する権利」

本実践では、基本的人権を出発点として、児童の権利条約における4つの権利「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を、第8条「安心して生きる権利」、第9条「自分らしく生きる権利」、第10条「豊かに育つ権利」、第11条「参加する権利」とつなげて、とらえさせる場としたい。

また、それらを大人に大切にしてもらうだけでなく、自分たちも主体的に、自らの権利を大切にしていけることが重要であることに気づかせていきたい。

1 時間目

前時まで、基本的人権について調べ、様々な立場の人の基本的人権が守られるよう努力されてきていることを教科書、ニュースの記事などを使っておさえておく。

- ・障がいがある人の働ける工場
- ・国際連合でのアイヌの人たちの演説
- ・公害の被害にあった人たちと国の和解など。

2 時間目

◆子どもの権利が十分守られているのか考えるための事例や資料を提示する。
※ここでは、札幌市教育委員会「いじめの状況等に関する実態調査」(平成19年度)の分析結果を資料として使用。

条例啓発パンフレット p.4～7 を活用し、主に、第8、9、10、11条から「安心して過ごすこと」「自分らしく生きること」「豊かに育つこと」「参加すること」など子どもにとっても大切な権利であることをおさえる。また、この権利を大切にするために札幌市でも条例をつくったことをおさえたい。

自分たちで大切な権利を損なっていないか考えたり、自分たちもその権利を守るべき大切な存在であることに気付かせたりする場面もあるとよい。

条例啓発パンフレット p.7 を読み、子どものアイデアで取り組む活動について考える。自分たちの学校にも児童会などの取組があることを知るとともに、参加する権利の観点から、そのよさを実感できるようにする。
また、他の学校の事例を紹介するなどして、さらに自主的、実践的な活動を広げていくこともできることを示唆する。
子どもの考えをもとに、児童会活動や、総合的な学習の時間の取組につなげていくことも考えられる。

◆子どもたちがよりよく育ち、社会参加できるよう新たな取組が札幌市でもスタートしていることを知る。

教科による実践を取り入れた例

◆基本的人権とはどのようなものだろう

- ・「安心」「人間らしさ」「豊かさ」を
- ・すべての人が持つ、よりよく生きるためのもの
- ・たくさんのことについて細かく決められている
- ・いろいろな立場の人を配慮するようになっている

様々な人々の基本的人権が守られるよう努力が積み重ねられている。それぞれの立場に立って、みんなが考えていく必要があるのだ。

あなたは、いじめられていると思うことがありますか？

	小学生
思う	10,181
思わない	77,789

結構いじめられていると思う人がいるんだね。これで権利が守られていると言えるのかな。

自分が思わず傷つけていることもあるのかも

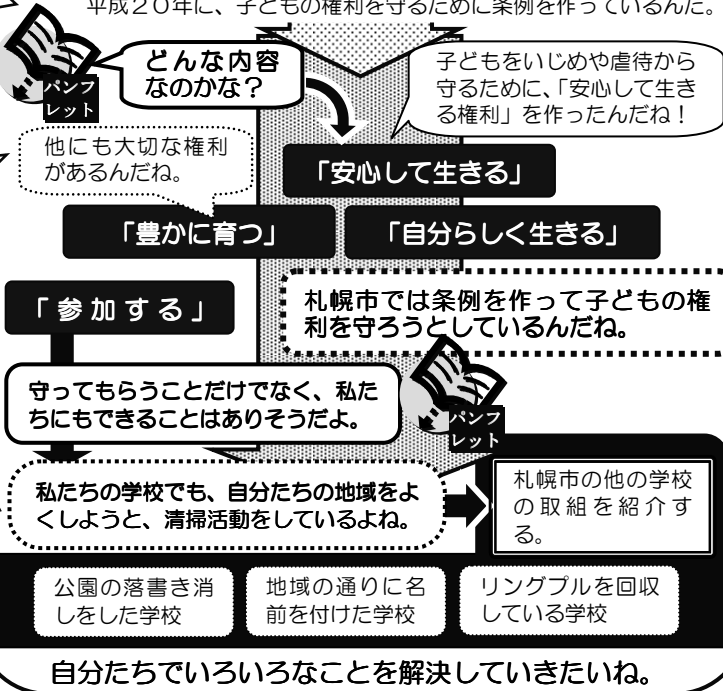
私たちは自分たちで解決しているけど...

中にはものすごく悩んでいる人もいないね。

札幌市でも、そんな子どもの権利を大切にしている取組を始めたよ。

札幌市では、どんな取組をしているのかな？

平成20年に、子どもの権利を守るために条例を作っているんだ。



日常の取組への生かし方

本実践を踏まえて、基本的人権にかかわるニュースや事件を集め、問題点などを知る。また、それに対する自分なりの考えをもったり、解決方法を話し合ったりし、人権に対する考えを深めていくようにする。
特別活動や総合的な学習の時間と関連付け、社会参加について考えたり、行動したりできるよう働きかけていくことにより、子どもの実践的な態度や能力を高めることも考えられる。

想定される学習活動例

各教科等

- 「人権」という観点では、教科の目標から社会科（公民的分野）で扱うのが妥当であり、次のような内容での学習が考えられる。

(ア)「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の単元において、「ネット社会」をめぐる諸問題を取り上げ、「表現の自由」（第9条(3)：自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」と「プライバシーの権利」（第9条(4)：プライバシーが守られること」などを対比させながら、権利の保持と責任についての学習

(イ)「世界の平和と人類の福祉の増大」の単元において、子どもの権利条約と「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」とのつながりを「子ども」をめぐるさまざまな社会的な問題を考える学習を通して、理解を深め、権利をお互いに尊重していくことの大切さを実感することをねらいとした学習

(ウ)「民主政治と政治参加」の単元では、まちづくりや地域に対する意見を具体的に取り上げる学習を通して、地方自治の理念についての理解を深める学習

（「子どもは、自分にかかわることに参加することができます。（第11条）」

- また、第10条（豊かに育つ権利）、第28条「お互いの違いを認め尊重する社会の形成」の3を踏まえ、芸術、文化、スポーツ、札幌の文化、雪国の暮らし、地球環境の問題、アイヌ民族の生活、歴史、文化等の学習について、各教科で積極的に取り組むことが望まれる。

道徳の時間

- 子どもの最善の利益を実現するための権利条例の各条文と道徳の内容項目の関連性については、以下のようにまとめることができる。

第8条(1)「命が守られ平和と安全のもとに暮らすこと」：4-(10)、第8条(3)「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」と(4)「障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと」：4-(3)、第9条(1)「かけがえのない自分を大切にすること」：3-(1)、第10条(2)「健康的な生活を送ること」：1-(1)、(4)「夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること」：1-(2)、(6)「札幌の文化や雪国の暮らしを学び、自然と触れ合うこと」：4-(8)、(7)「地球環境の問題について学び、豊かな環境を保つために行動すること」：4-(10)、第11条(1)「家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること」：4-(4)などがある。本事例のように、複数の内容項目を関連付けて指導するだけでなく、日常の道徳教育を推進する中で、子どもの権利に触れることもできる。

特別活動

- 新学習指導要領の特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員として

よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。」となっており、特別活動の中でも生徒会活動は、この目標を達成するためには最良の活動場面であると考えられる。「子どもの権利」とのかかわりの中で想定される学習活動としては、学校生活をよりよくするために生徒自らが考えたその学校独自の「〇〇憲章」「△△宣言」などを生徒総会の場で採択するような活動、古くなった生徒会の会則を見直し改正する取組、などが有効である。また日常的な活動として、ボランティア活動を生徒会が主体となって企画するなどが考えられる。具体的には校区内の清掃活動、地域のお年寄りの家の雪かきなどである。さらに「子どもの権利」にかかわる募金活動を実施することも有効な活動として考えられる。募金したお金を奨学金として活用するなど、具体的な取組が行われると活動にも意欲が出てくる。学校行事でも、生徒会が協力して行う行事があり、学校行事を通して他学年との交流や地域との交流、小中学校の連携など活動を広げることが可能である。特に子どもの権利とのかかわりでは、「生徒の自主的な活動」「個性の伸長（自分らしく生きる）」などが考えられる。基本にある学級活動では、学級という小集団での取組を全校に、そして地域へと広げる活動ができれば、それは特別活動において理想的な姿であると言える。

実践展開例 【中学校①】

◆世界と自己の生活とのつながり を実感し、理解を深めるために

○中学校・社会科 ○2時間

実践のねらい

本実践は、子どもの権利条約と「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」とのつながりを、『子ども』をめぐるさまざまな社会的な問題を考える学習を通して理解を深め、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことが認められることを知り、権利をお互いに尊重していくことの大切さを実感することをねらいとしている。

子どもの権利条約と条例のつながりを理解することから公民的資質を育成する

社会科の目標は、「公民としての基礎的教養を培い、国際社会における平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質を養う」ことにある。さらに、社会科学習のまとめである公民的分野の学習目標には、「個人の尊厳と人権尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」とある。こうした資質、基礎的な教養を培うために、現代の社会的事象に関する関心を高め、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てていかなければならない。

そこで、本実践では、子どもの権利条約と「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」のつながりを「子どもをめぐるさまざまな問題」をキーワードに考え、人権尊重の意義を実感させることをねらいとして学習を展開させる。世界の多くの子どもたちが、「貧困」から生じるさまざまな問題に直面し「子どもの権利」を必要としているという現実と、そのような環境にはない自分たちの生活の中にも「子どもの権利」を必要とせざる得ない現実があることを考えさせ、「権利」の大切さを実感させる。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

・前文 ・第3章 子どもにとって大切な権利

本実践では、前文及び第3章の子どもにとって大切な権利の内容を理解することを主たる目的とする。前文に記されている「日本は、世界の国々と、子どもの権利に関して条約を結び、誰もが生まれたときから権利の主体であり、あらゆる差別や不利益を受けることなく、自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすることを約束しています。」という一文から条例の目的を、そして、「自分と同じように、他の人も大切にしていかなければならないことを学びます。」「お互いの権利を尊重しあうことを身につけ、規範意識をはぐくみます。」「子どもの権利を大切にすることによって、自ら考え、責任をもって行動できる大人へと育っていきます。」「子どもの視点に立つてつくられたまちはすべてのひとにとってやさしいまちとなります。」というこれらの文章から願いを、そして、第3章に示されている子どもにとって大切な権利「子どもにとって大切な権利」「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」から様々な面から自分たちが守られているということだけでなく、こうした権利をお互いに守ることが自分たちだけでなく、前文にあるようにすべての人にとってやさしいまちとなり、ひいては我が国及び国際社会全体の利益につながるものと理解させたい。

実践展開例の概要

1 時間目では、ストリートチルドレンや自分たちの生活を支えるために働かされたり、武器を持って戦場にいたりしている子どもたちの姿を映像もしくは写真で紹介し、こういった子どもたちと子どもの権利条約との関連を確認し、これらの原因を考えさせる。

<参考>

- ・日本ユニセフ協会ホームページ
- ・札幌市視聴覚センター映像資料『アフガニスタンの子どもたち』

2時間目の導入では、自分たちが生きる身近な社会の中に子どもの人権が侵されている現実がないかをグループで話し合わせる。

札幌市は、子どもが幸せに過ごすことのできるまちをつくることを目指して、平成20年11月7日に、子ども権利を大切にしていくために札幌市のきまり（条例）「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を制定したことを伝える。

はじめに、前文から子どもの権利条例の願いを読み取らせ、子どもたちのためだけでなく、すべての人にやさしいまちづくりをすすめていきたいということを理解させる。

次に第3章に示されている各権利について、具体的なイメージをもって理解できるように考え、意見を発表させ、交流する。

◆各権利の理解に関しては、第8条～第11条に関して取り上げることとし、条文を決めて、グループごとに交流し、発表させ、全体で発表させる。また、本当に意味で権利を大切にしていくためにどのような意識や態度が必要なのかを既習の学習を生かしつつ、意見を交流させる。

既習の学習から発展させる取組例

◆子どもの権利条約と権利条例とのつながり

【起こりうるさまざまな問題を考察する場面の設定】

- ・世界の子どもたちが直面するさまざまな問題と自分たちが直面する問題についての考えをもつ。

世界の子ども

●貧困から生じるさまざまな問題

- ・ストリートチルドレン
- ・強制的に働かされ、学校に行けない子どもたち
- ・戦場に駆り出される子どもたち

●子どもの権利条約はおもにどのような社会に生きる子どもたちの権利を保障しているといえるだろうか？

自分たち

○社会的問題や自分がおかれている現実から考えてみる

- ・児童虐待の問題
- ・インターネットや携帯電話がらみの犯罪行為
- ・落ち着いた環境で学校生活・学習をすることができない
- ・遊び場がない

◆このように、私たち子どもを守ってくれるのが子どもの権利条約なんだ！そして、札幌に住む私たちには、子どもの最善の利益を守るための条例があるんだ。

札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の内容を見てみよう

- ◆命が守られ、平和と安全のもとに暮らすことやいじめや虐待、体罰などから心や体が守られていること。
- ◆差別や不当な不利益を受けないことや自分を守るために必要な情報や知識を得ること。
- ◆個性が尊重させること、自分の思いを自由に表現できることプライバシーが守られること
- ◆さまざまな経験を通して豊かに育つことができること

▽これらの権利がどの子どもたちにもあるということ。また、権利には必ず、責任を伴うということ。

日常の取組への生かし方

本実践を踏まえて、「子どもにとって大切な権利」「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」が条例によって認められていることを理解するとともに、これらの権利をお互いに大切にすることが、自分たちのよりよい生活につながることを意識する。

実践展開例 【中学校②】

◆自分らしく生きる権利を大切に するために

○全学年・道徳

●1時間

実践のねらい

本実践は、「ネット上のいじめ」を題材に、安心して自分らしく生きていく上で欠かせない権利について、考える授業である。具体的な事例から、いじめられた側の気持ちに迫ることで、いじめを許さず、他者を尊重するという「人権感覚」を身に付けさせたい。

「いじめ」の問題から、自分の権利や他人の権利について考え、自分らしく生きる権利を大切に

札幌市の「子どもの安心と救済に関する実態・意識調査」(平成19年実施)では、「他の子どもがづらい目にあっているところを目にしたことがある」と答えた子どもは57.3%に及んでおり、これは、いじめなどの権利侵害により、悩み苦しむ子どもたちが多くいることを示している。しかし、実際には、これらの問題に対し、心の中では何かしたくても実際には何もできない生徒が多いようである。新学習指導要領の解説書にも、「勇気を出して止めるなど正義の実現に努めることに消極的になってしまう」「消極的な立場ではなく、不正を憎み、不正な言動を断固として否定するほどの、たくましい人間が育ってくるように指導することが大切である」と記載されている。

そこで、本実践では、「ネット上のいじめ」を題材に、道徳の項目「4-(3)正義、公正・公平」「3-(2)生命の尊重」と関連付けながら、子どもの権利条例第9条の項目に迫る学習展開とした。

なお、いじめの解消に向けては、お互いの人格や権利を認め合い、思いやりの心をはぐくんでいくことが求められており、条例の前文では「自分と同じように、他の人にも大切にしなければならない」こと、「お互いの権利を尊重し合うことを身につけ、規範意識をはぐくむ」ことについて明記されている。前文のこの部分は、札幌市子どもの権利条例検討会議答申書において示されている「一般に人権というものは、より弱い立場にある側の人権が侵害されやすい。(中略)権利を保障するためには、全体が個人ないし少数に対して配慮を行うことが求められる。」ことを踏まえたものであり、各学校においては、こうした本条例の趣旨を踏まえた指導を行う必要がある。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第7条「子どもにとって大切な権利」 ・第8条「安心して生きる権利」
- ・第9条「自分らしく生きる権利」

本実践では、第7条「子どもにとって大切な権利」の2にあるように「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、他人の権利を尊重」しなければならないことを、具体的な事例を通し考えさせる実践である。特に、第8条(3)「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」に関する事例を導入部分で取り上げ、第9条「自分らしく生きる権利」の(2)「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」、そして(1)「かけがえのない自分を大切にすること」に関連付ける展開とした。

また、(3)「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」を拡大解釈した言動が、(4)「プライバシーが守られること」の権利を侵害することになることについて考えさせたい。

実践展開例の概要

導入では、「ネット上のいじめ」について具体的な例を示す。この例題は文部科学省のHPに「ネット上のいじめから子どもたちを守るために」から引用した。

【例1】のようにパソコンや携帯電話から、ネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に特定の子どもに関する誹謗・中傷を書き込むことは、差別的言動であり絶対に許されることではない（道徳の項目4-(3)正義、公正・公平）。また、子どもの権利条例の第8条(3)「いじめ、虐待、体罰などから心や体が守られること」の項目にも反する。

【例2】のようにネット上の掲示板・ブログ・プロフ等に、実名入りや個人が特定できる表現を用いて、特定の子どもの個人情報を無断で掲載することは、第9条(4)「プライバシーが守られること」を侵害することであり、(3)「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」こととは異なることを押さえる。

授業のまとめの段階では、いじめの体験談（マスコミ等でも報道された自殺した子どもの遺書）などを取り上げ、いじめられた子どもの気持ちに迫ることで、この問題を生命の尊さという観点から、もう一度考えさせたい。（道徳の項目 3-(2)生命の尊重）

そして、自分の命や権利を大切にするように、他の人の命や権利を大切にしなければならないこと、その延長に、一人ひとりが自分らしく生きる権利が実現することを学ばせたい。

また、「ネット上のいじめ」の具体例を増やし、問題点についてじっくりと考えさせ、学級で討議し意見を交換し、まとめにパンフレットを活用する展開も有効であると考えられる。

実際のニュースを取り入れた取組例

◆ 「ネット上のいじめ」を例に子どもの権利について考える

【例1】いわゆる学校裏サイト上に、「Aさん（実名）を無視しよう」とか、「Aさんの顔がキモイ」などという書き込みをされた。

【例2】他人にホームページを無断で作成され、顔写真を勝手に載せられた上、容姿や性格等を誹謗・中傷する書き込み（キモイ、ウザイ、死ね等）をされたため、クラス全体から無視された。

- ◆ これらの出来事の問題点についてグループでの話し合いを通じて考える。
- ◆ パンフレットを使い考える。（権利との関連）

○誹謗・中傷など個人の尊厳を無視した言動は絶対に許されないことである。
○個人情報を無断で掲載することは、人権の侵害である。

○自分が思ったこと、感じたことは自由に表現することができるのも、一つの権利である。

学級での意見の交流

・ネット上のいじめが原因で、不登校になった、自殺をしたなど、学校の現状や生徒の実態に合わせたニュースを取り上げ、大きな社会問題になっていること、些細なことがきっかけで、自分たちが加害者にも、被害者にもなるうることを理解する。また、いじめの体験談や自殺に追いやられた子どもの気持ちを考える。

「いじめ」の問題について、ワークシートに自分の考えをまとめ発表する。

差別や偏見を許さないという観点だけでなく、生命尊重という観点からも「いじめ」について考える。

日常の取組への生かし方

学級活動や学校行事などで、他人の立場に立って考えることを意識させていきたい。それが、前文にも記載されている「自分と同じように、他の人も大切にしなければならない」という気持ちにつながり、一人一人が安心して自分らしく生きる権利へとつながると考えられる。

実践展開例 【中学校③】

◆自らの意見や考えを表明し、さまざまな形にするために

○全学年・特別活動

実践のねらい

本実践は、子どもたちが自主的、主体的に活動し、学校生活の中でお互いを尊重し合う気持ちを育てるという観点から、生徒会活動を通じた全校的な取組を行い、よりよい学校を自分たちの手で作ろうという課題を、自分の意見を表明し、学級や全校で討議しながら意見表明や課題解決の力を身に付けさせることをねらいとしている。

よりよい学校づくりに向けて、自分の意見を表明する

中学校における「生徒会活動」は、自主的な活動や全校生徒を動かす活動など、小学校における「児童会活動」よりも活動規模が大きくなり、より自主的な活動が求められる。そのような生徒会活動を通して、自主的な態度や意見表明の仕方を身に付け、自分たちで考え、実践することを通してお互いを尊重する気持ちを育てたい。

本実践では「いじめの撲滅」や「あいさつ運動」などを「〇〇宣言」として全校規模で作成し、その後の学校生活に生かしていくことを考えた。「子どもの権利」として認められた「安心して、自分らしく生きる」ことが、すべての生徒ができるように学校全体で考え取り組む必要があると考えている。行事への取組が多くなっている生徒会活動を本来のあるべき姿に近づけることが、子どもたちの自主性や意見を表明する力（参加する権利）を身に付ける上で大切だと考えている。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

第 8 条「安心して生きる権利」 第 9 条「自分らしく生きる権利」
第 11 条「参加する権利」

本実践では、特に第9条の「自分らしく生きる権利」のうち、(2)「個性や他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること」、(3)「自分が思ったこと、感じたことを自由に表現すること」が関連する。学級活動の時間に自分の意見を表明することは、今の生徒にはなかなか難しいと思われる。特に中学生になると、思ったことを表現できない生徒が多くなり、人前で自分の意見を主張するとなると相当な重圧を感じる生徒も多いだろう。

そこで、この権利を生かしながら「意見表明は権利として認められていること」「人の意見をしっかり聞くこと」「お互いが尊重しながら生活すること」の大切さを、生徒の自主的な活動を通して実践したい。また、自分たちの考えをどのようにして実現していくかも生徒会活動を通して学習することができると考えている。個人的な意見だけでなく、学級や学校全体としての考えに発展させる手続きを学習することも大切なことである。

実践展開例の概要

生徒会活動を通した生徒の主体的な取組例

「〇〇宣言」の具体的な例としては、「いじめ撲滅宣言」「元気なあいさつ宣言」など子どもたちが取り組みやすい内容になるようにする。

生徒の自らの呼び掛けが重要である。自分たちの手で作り上げるという意識をもたせることで、今後の活動が活性化する。

アンケートのタイトルは自由。宣言の内容を考えることができるように質問項目をよく考える。教師側の支援が必要な場面である。

学級での検討に啓発パンフレットを活用する。4p～7pの内容を参考にして、現在の自分たちの生活を振り返りながら学活を進めるように促す。

個人的な意見から、学級としての考えや意見にまとめることが大切である。形式的な学級審議で終わらないように、日頃から話し合いができるような指導を工夫する必要がある。また、子ども自身が課題意識をもつための工夫も必要である

採択された宣言は、各学級、玄関など目につくところに掲示するように工夫する。掲示物にはシンボルマークも入れるようにする。

デザインはカラーの方が良い。モノクロ印刷にも耐えられるようなデザインであれば理想的である。多くの生徒が親しみをもてるようなデザインが望ましい。

◆ 自分たちの学校をよくするための「〇〇宣言」を作ろう！ ※生徒会から全校に呼びかけ

学活1～各学級で「〇〇宣言づくり」の可否を検討（条例啓発パンフレットを活用）

- ・検討する際には、生徒会本部から「なぜこのような宣言が必要なのか」「自分たちの願い」などを説明させる。



全校協議会で「宣言づくり」可決

全校生徒に「〇〇中学校の課題」としてアンケート調査を実施

学活2（各学級）
・アンケート結果をもとに宣言に盛り込む内容を検討（条例啓発パンフレットを活用）

生徒会本部
・各学級から出された内容を検討し、原案を作成する。
※各学級の意見ができるだけ反映されるように配慮する。

各学級では本条例について学習するとともに、自分たちの学校にふさわしい宣言の内容を考えられるようにする。

学活3～原案について、質問、意見、修正案をとり、学級の考えとしてまとめる

全校協議会で審議
・質問への回答
・修正案の検討、賛否
・意見の検討

生徒総会で審議
「〇〇宣言」の採択

「〇〇宣言」のシンボルマークを考えよう

- ・全校生徒からデザインを募集する。
- ・優秀作品を選び、全校生徒で投票、決定

日常の取組への生かし方

本実践は、宣言を作成することが最終的な目的ではなく、その宣言を日常生活に生かすところにある。そのために、作成した宣言に照らして自分たちの生活を振り返ることを定期的実施し、後輩たちにその宣言のもつ意味や願いを伝えていくことが大切になる。またシンボルマークを考えることは、「多様な表現方法」という意味で有効な活動であり、掲示物の作成も含めて日常から意識することができるようになる。

Ⅳ

高等学校における実践展開例

想定される学習活動例

各教科等

【公民】

教科「公民」は、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」ことを目標として実施される。子どもの権利との関連においては、以下の各科目の各単元における授業展開が考えられる。

「現代社会」

民主社会の倫理における自由と責任、日本国憲法における基本的人権の保障、国際社会における人権保障等の単元

「倫理」

民主社会における人間の在り方、人類の福祉等の単元

「政治・経済」

日本国憲法における基本的人権の保障、現代の国際政治における人権保障等の単元

特別活動

高等学校における特別活動の目標は「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸張を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う」ことであるが、特別活動の各分野では、子どもの権利との関連において以下のような活動が考えられる。

【ホームルーム活動】

ホームルームは、生徒が日々を過ごす上で最も身近な生活の場である。ホームルームにおいては、一人ひとりの安全や権利が守られ、安心して生活できることが重要である。また、ホームルームの中では個々の意見や権利が尊重されるべきであり、ホームルーム活動が基盤となつてこそ、実践展開例の「総意に基づく意見の表明」に結びつく取組となっていく。

【生徒会活動】

生徒会活動は、いうまでもなく生徒にかかわる諸活動の総体であり、一般的には生徒総会を頂点として、ホームルーム・学年委員会・各種委員会等を介して生徒の総意をまとめる重要な組織である。実践展開例では、子どもの権利として高校生の段階において重要な要素である「参加する権利」、「意見を表明する権利」に関して、生徒会を中心に全校生徒を巻き込む取組として、一つの方向性を示すものである。

【学校行事】

学校行事の中で、特に「学校祭」と「体育大会」は生徒会活動との関連も深く、ホームルームへの所属感や一体感を高め、より柔軟で幅広い人間関係を構築しやすい行事である。活動を通して、自分のみならず他人の権利についても尊重することの大切さを学ばせたい。

部活動

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、様々な芸術・文化・スポーツに触れ親しむことで、生徒の多様な個性や能力を引き出し、より豊かな人間形成を行うことができる分野であり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意しながら実施するものである。

目標を達成するための努力や忍耐、学年を超えた人間関係、部活動でなければ得られない達成感・成就感など、生徒の心身の成長を促す上で欠かすことのできない要素は数多い。教職員も部活動が持つ力や影響力を認識し、生徒に対してより適切な指導を行うよう心掛けたい。

実践展開例 【高等学校①】

◆「自立した札幌人」となるために ～ 子どもの権利と民主社会の倫理

○ 公民科「現代社会」 ● 1時間

実践のねらい

本実践は、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の内容を、子どもにとっての権利保障と大人としての責務という両面から理解することを通して、数年後に、札幌市を支える市民の一員となるべき自覚を促すことをねらいとしたい。その達成のため、子どもが安心して生きる社会をつくるためには、互いに尊重し合い、支え合いながら社会を築いていくことが重要であるということ認識させるとともに、身近な課題を解決することを通じて、その態度と技能を身に付けさせたい。

「自立した札幌人」の育成

高校生の年代は、子どもの権利の主体であるとともに、まもなく、札幌市民の一員として子どもの権利を保障する責務を負うべき大人になるという発達段階にある。また、生徒会活動や地域への参加などを通じて、自らの考えを表明し、自らの行動によってよりよい社会づくりに参画するなどの機会も多くなる時期である。

本実践においては、まず、権利主体である子どもの視点と子どもの最善の利益を実現する責務を負う大人の視点の両面から、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の内容を理解させたい。また、その成立の歴史的背景や意義を既習の知識と関連付けさせるとともに、身近な事例について課題を発見し解決していくワークショップを取り入れ、互いに認め合い、理解し合いながら共に生きるための態度と実践的スキルを育成したいと考える。

そして、「ふるさと札幌」の意識を心に持ち続けながら、札幌で学んだことを活かして世界で活躍するとともに、民主的な社会の形成者として、子どもの権利の本質を理解し、主体的に社会に参画するような、「自立した札幌人」の育成を目指したいと考える。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・前文、付帯決議（子どもの未来に希望の世紀を実現するために制定）
- ・第3章「子どもにとって大切な権利」（第7条～第11条）
- ・第3条「（大人の）責務」
- ・第28条「お互いの違いを認め尊重する社会の形成」

本実践においては、前文を読むことを導入として、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の本質について考察し、条例に規定されている子どもの権利の内容と大人の責務を知識として理解する。これを踏まえ、ワークショップを通じて、第7条「子どもにとって大切な権利」の(2)「自分の権利が尊重されると同じように、他人の権利を尊重しなければならない」ということを体感させるとともに、他者と自分の意見の相違について気づき、折り合いをつけ、合意を形成していこうとする態度や技能を身につけさせたい。

また、権利が保障されるために必要なことという観点から、第28条や付帯決議を取り上げ、自ら主体的に政治に参加する「自立した札幌人」となることの意味と条例との関係を学ばせたい。

実践展開例の概要

〔条例のポイントを理解〕

条例全文を配付し、導入として、前文を黙読させ、条例の本質と思われるフレーズを何人かの生徒に発表させる。その発表内容を踏まえ、子どもの権利の内容と大人の責務について、教師が説明する。

〔条例制定の歴史的背景を理解〕

人権保障の拡大の歴史について確認し、20世紀後半以降の人権保障の特徴を生徒に考えさせた上で、国際的な動きを背景に、条例が定められたことを説明する。

〔ワークショップ「対立の克服」〕

参加体験型グループ学習によって、個人間の人権衝突を体感させるとともに、人権保障のための「他者への配慮」という態度や、衝突を避けたり、克服したりするためのスキルを身に付けさせる。

〔権利保障に必要なことを考察〕

ワークショップの体験を踏まえ、条例を権利保障のヨコへの広がり（多様性）と権利保障のタテへの広がり（世代間倫理）という観点から説明し、権利が保障されるために必要な、市民の努力や責任について、考えさせる。

〔「自立した札幌人」の責務を考察〕

責任に裏付けられた権利の主張や自分に呼び掛けられたことに応答する責任(responsibility)としての他者への配慮、政治参加によって社会を主体的に創造していくことの重要性について、日本国憲法と関連づけながら説明し、理解させるとともに、「自立した札幌人」としての責務について考えさせる。

ワークショップを取り入れた取組例

1. 子どもの最善の利益を実現するための権利条例

(1) 子どもの権利

- ① 4つの権利（第8条～第11条）
- ② 他人の権利を尊重すること（第7条）

(2) 大人の責務（第3条）

- ・ 子どもの最善の利益を考慮すること

2. 人権保障の歴史

(1) 国家との関係における人権（18～20世紀）

- ・ 国家からの自由の保障⇒国家による生存の保障

(2) 個別的な人権を保障する動き（20世紀後半以降）

- ・ 人種差別撤廃条約（65）、女子差別撤廃条約（79）
- ・ 子どもの権利条約（89）、障害者権利条約（06）

3. 権利と権利の衝突

あなたは、弟／妹と勉強部屋を共同で使っています。ある夜、自分の宿題を終わらせようと机に向かってみると、弟／妹が入ってきて買ったばかりのCDを聴きたいと言いました。

- ① あなたはどうしますか ② 弟／妹ならどうしますか。
- まず自分で考え、グループで話し合ってみよう。

4. 権利が保障されるためには

(1) 国家対個人から個人対個人へ

- ・ お互いの違いを認め尊重する社会の形成（第28条）

(2) 世代間倫理

- ・ 子どもの未来に希望の世紀を実現する（付帯決議）

5. 私たち「自立した札幌人」としての責務

「共に生きる社会」づくりのための条件

- ・ 責任に裏付けられた権利主張
- ・ 他者への配慮
- ・ 政治参加の重要性

日本国憲法

第11条 侵すことのできない永久の権利

第12条 不断の努力と公共の福祉

本実践では、子どもの権利を例にしながら、権利主体として権利を行使したり、お互いの権利を尊重しあったりする際に必要な能力や態度を養うとともに、「自立した札幌人」（札幌市が目指す市民像）である大人が身に付けるべき、子どもの最善の利益を考慮する、態度や考え方とは何かについて学ぶことができる。

日常の取組への生かし方

人権とは法的に認められた権利であるが、それを尊重し、日常生活をよりよいものとするためには「他者への配慮」が欠かせないということに気づかせたい。そして、今回の学習で学んだ態度や技能を、日常の学校生活、とりわけホームルーム活動や学校行事において実践させたい。

実践展開例 【高等学校②】

◆学校生活に主体的に参加するために ～意見を表明する権利と留意点

○全学年・生徒会活動

実践のねらい

子どもがもつ様々な権利の中で、子どもにかかわる意思決定の場面に参加し、自らの意見を表明するという権利に関しては、学校生活の中では教職員はもとより生徒自身にもほとんど意識されることがないのが現状である。本実践は、子どもの「参加し意見を表明する権利」を適切に行使して、学校生活をより豊かなものにしていく力を身に付けることをねらいとした。

参加し意見を表明するために

参加型の会議の有効性と具体的な組立て

高校生の段階では、思考力も向上し、物事を論理的かつ多角的、客観的に考えることができるようになる。それに伴い、学校内の生徒を取り巻く様々な環境（学習活動や特別活動、生徒規則等）や学校の運営全般に対して、個人の中には様々な意見や要望が内在していると考えられる。一方、学校側から生徒側へ伝えられる様々な事柄やメッセージは、往々にして一方であることが多く、それに対して生徒側から意見や要望が出されることはほとんどなく、またそのような場も保障されていない場合が多い。

しかし、このことを「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に照らし合わせてみると、学校生活全般に対して自分達の意見や要望を表明することは、生徒が持つ極めて正当な権利であることがわかる。生徒側にしても、自分達の意見や要望が尊重されるということは、学校生活に対しより主体的にかかわっている意識が強くなるとともに、学校生活がより楽しく生き生きとしたものになっていく可能性は極めて大きい。

ただ、「意見を表明する権利」は、個人が思いつくまま好き勝手な発言をした場合、その場は混乱し、意見がまとまらず改善につながらない危険性も孕んでいる。正当な権利を正当に行行使するためにはどうすればよいか、生徒・保護者・教職員が一堂に集い、共通の話題に対して合意点を得ることを目標に議論する「参加型の会議」の実践を通し、その可能性を探っていく。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」との関連

【関連する条項】

- ・第11条「参加する権利」「意見を表明する権利」
- ・第12条「保護者の役割」
- ・第15条「開かれた施設づくり」

本実践は、第11条「子どもは自分にかかわることに参加することができる」ことを主軸として、「家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明すること」に関連する。さらに、意見を表明するのみではなく、その意見や要望をどのような手立てで反映させれば、子どもを取り巻く環境の改善につながるかについて、一つの方向性を示すものである。そのためには、個人々の様々な意見のある程度まとめる必要が出てくるが、それは「適切な情報提供の支援を受け、仲間をつくり、集まること」にも関わる内容となってくる。

また、実践の中の「参加型の会議」では、第12条「保護者の役割」にも関連する。会議に直接参加する、もしくは広報等で間接的に情報を得ることで、自分の子どもと同世代の子どもの考え方や意見を知ることができ、また参加者は学校への意見反映ができることで関心も高まり、各家庭内での子どもへのかかわり方も、より望ましいものになるという効果が期待できる。さらに、「参加型の会議」は生徒・保護者及び地域の住民に対し意見や協力を求め、開かれた学校づくりを目指すことで、第15条に関連する取組でもあると言える。

実践展開例の概要

〔課題を見つける〕

意見を表明する権利は、学校生活のあらゆる分野に存在する。授業や生徒規則など、これまで不可侵と思われる分野においても、その権利が保障されることを、生徒はもちろん教職員にも認識が必要である。

〔意見や要望をまとめる〕

個々の意見の尊重は原則だが、より大きな力にするためには、全体の総意として発展させていく必要があることに気付かせることが大切である。ここでの「意見表明権」は、その実現を前提として、ある種の責任を伴うものとしてとらえたい。

〔課題の共通理解〕

テーマは、生徒から教職員への意見・要望などから、全体で取組むべき内容まで、幅広く集約する。
 具体例)・授業の改善・施設設備への要望・カーディガンの着用期間について・不審者対策 等

〔課題解決への取組〕

意見集約に続き、この段階での取組は特に重要である。生徒側は生徒会が中心となり、様々な手だてで全体の意見を集約することになるが、ここでは生徒の自主性をいかに引き出すかがポイントとなる。

〔参加と意見の反映〕

会議の参加者は主に代表であるが、傍聴により参加する権利が保障される。生徒の代表により集約された意見や取組が発表される。

課題解決の最終決定権は、あくまでも学校側にあるが、三者間の合意は、最大限尊重されることが重要である。

参加型の会議を取り入れた取組例

◆学校生活の中で、どんなことが変われば、より有意義で楽しい生活が送れるだろうか。

- ・学習活動、行事、生徒会活動、部活動、生徒規則や学校生活全般について、話し合いや改善が必要なことはないだろうか。(疑問、意見、要望など)

●話し合ってほしいテーマを集約する。

- ・ホームルームや学年委員会、あるいはアンケートなどを通して意見や要望をまとめる。

三者間の連絡調整

参加型の会議（1回目）

- 1回目の会議では、テーマについて共通理解し、その解決のために生徒・保護者・教職員の三者が果たすべき課題について確認する。

次回の会議までにそれぞれの改善策を検討する

参加型の会議（2回目）

- 2回目の会議では、テーマについて三者それぞれが話し合った内容や改善策が提示され、それに基づき議論が行われる。

！解決策について三者間で合意する！

- 合意に基づき、生徒・保護者・教職員それぞれの立場で実践する。

この実践では、生徒が意見を表明する場を、学校のシステムの中に保障するということがもっとも重要である。このことで個々の意見を段階を追ってまとめ上げ、より大きな総意として改善につなげていく流れが周知されるとともに、その実現に向けた取組を通して、生徒の自主性や自律性、達成感が高まることが期待できる。

日常の取組への生かし方

参加し意見を表明する権利は、日頃見過ごしがちではあるが、学校生活の中に適切に保障することで、自分を取り巻く様々な環境への関心を高め、より豊かな学校生活を目指す姿勢を育てることができる。また、意見や要望の表明という点では、いわゆる「授業評価」にも発展させることも可能である。

作成委員一覧

- | | | |
|-------|----------------|-------|
| ・委員長 | 指導担当部長 | 西村 喜憲 |
| ・副委員長 | 札幌市立三角山小学校長 | 池上 修次 |
| | 札幌市立白楊小学校長 | 鈴木 眞行 |
| | 札幌市立手稲西中学校長 | 後藤 文裕 |
| ・委員 | 札幌市立たいへいみなみ幼稚園 | 秋月美恵子 |
| | 札幌市立たいへいみなみ幼稚園 | 坂田 恵子 |
| | 札幌市立福住小学校 | 村岡美千世 |
| | 札幌市立元町北小学校 | 藤原 恵美 |
| | 札幌市立北光小学校 | 末原 久史 |
| | 札幌市立琴似中学校 | 伊藤 信之 |
| | 札幌市立稲穂中学校 | 田丸 明史 |
| | 札幌市立中島中学校 | 金澤 敦 |
| | 北海道札幌藻岩高等学校 | 松澤 剛 |
| | 北海道札幌平岸高等学校 | 高見 真也 |
| ・事務局 | 札幌市教育委員会指導室 | |

編集 札幌市教育委員会指導室
発行 札幌市教育委員会